

学童保育所の現状と新制度への対応について

学童保育所（放課後児童クラブ）については、平成24年8月子ども・子育て関連3法の成立に伴い、児童福祉法が改正され、放課後児童クラブの設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて、市町村が条例で基準を定めることとされている。

現状を把握するため、市内学童保育所及び小学校を対象に実態調査を実施し、その結果を踏まえ、今後の方向性について下記のとおりとしたい。

1. 「設備及び運営に関する基準を定める条例」制定について

(1) 従うべき基準（国の基準に従う必要のある項目）・・・裏面参照

職員（第10条）の人数、資格要件・種別については、国の基準に従うべきものとされている。

【対応方針】

国の基準どおりとする。

(2) 参酌すべき基準（国の基準に参酌する項目）・・・裏面参照

一般原則、非常災害対策、設備の基準（専用スペース、面積要件）、運営規程等については、国の基準を参考にすることになっている。

面積要件について、国の基準では一人当たり1.65㎡以上確保することが望ましいとされているが、基準を満たしていない学童保育所が数カ所ある。

【対応方針】

面積要件については、参酌すべき基準であるため、努力目標とし、今後の受け入れについて検討していく。

その他は、国の基準どおりとする。

2. 量の見込みへの対応について

【1～3年】現状維持

【4～6年】低学年を優先に受け入れ、施設の形状・大きさ、指導員数等を勘案し、受け入れ可能な範囲で受け入れる。

国基準の一人当たり面積が満たない学童保育所については、今後の需要量の増大を見込み、施設拡張や学校施設利用の可能性について協議をすすめる。

学校施設利用の可能性については、教育委員会（学校）、学童保育指導員等、関係者で十分に協議をすすめていきたい。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

条 項	概 要	基 準
第 1 条	趣旨	—
第 2 条	最低基準の目的	—
第 3 条	最低基準の向上	—
第 4 条	最低基準と放課後児童健全育成事業者	—
第 5 条	放課後児童健全育成事業の一般原則	参酌すべき基準
第 6 条	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	参酌すべき基準
第 7 条	放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	参酌すべき基準
第 8 条	放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	参酌すべき基準
第 9 条	設備の基準	参酌すべき基準
第 10 条	職員	従うべき基準 (第 4 項を除く)
第 11 条	利用者を平等に取り扱う原則	参酌すべき基準
第 12 条	虐待等の禁止	参酌すべき基準
第 13 条	衛生管理等	参酌すべき基準
第 14 条	運営規程	参酌すべき基準
第 15 条	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	参酌すべき基準
第 16 条	秘密保持等	参酌すべき基準
第 17 条	苦情への対応	参酌すべき基準
第 18 条	開所時間及び日数	参酌すべき基準
第 19 条	保護者との連絡	参酌すべき基準
第 20 条	関係機関との連携	参酌すべき基準
第 21 条	事故発生時の対応	参酌すべき基準
(附則) 第 1 条	施行期日	—
(附則) 第 2 条	職員の経過措置	従うべき基準

平成26年度 放課後児童クラブ実態調査結果について

1. 対 象 市内学童保育所
2. 実 施 平成26年6月中旬
3. 方 法 調査票記入方式
4. 結 果

(1) 指導員について

①指導員数

市内学童保育所の指導員数は、129名で、常勤77名(59.7%)、非常勤52名(40.3%)である。

②資格

有資格者は56名(43.4%)である。

資格の種別は、保育士31名、教諭36名、児童厚生指導員2名であり、保育士と幼稚園教諭両方の資格を所持している場合が多い。

③勤務年数

勤務2年以上105名(81.4%)、1年未満24名(18.6%)であり、2年以上の勤務者が8割を超えている。

(2) 施設・設備について

①消火用具の設備

「未設置」が1か所あった以外は、設備されている。

②避難訓練

「未実施」が2か所あった以外は、訓練を実施している。

③消火訓練

「実施」が3か所あった。避難訓練は実施しているが、消火訓練は未実施の所が多い。

④静養スペース

「確保している」16か所、「確保していない」10か所である。

⑤医療品

すべての学童保育所で準備している。

(3) 運営について

①運営規程

すべての学童保育所で、運営規定を定めている。

②定員

「未定」が1か所あるが、それ以外は定員設定がある。

③利用料

学童保育所ごとに、規約や運営規程、内規、市要綱等に明記している。

④帳簿

指導員名簿、利用者名簿、会計簿は、すべての学童保育所で作成している。備品台帳については、「作成している」18か所、「作成していない」8か所である。

⑤開設時間

「18:30まで」22か所、「18:00まで」4か所である。長期休暇時の開所時間については、「7:00から」1か所、「7:30から」15か所、「7:45から」3か所、「8:00から」7か所である。

⑥年度途中で入所希望があった際の入所断りの有無

定員超過、児童が多動等に対応が困難という理由で「入所断りあり」が5か所ある。